

自治基本条例等比較一覧表（詳細は資料4、資料5を参照）

都市名	北海道ニセコ町	神奈川県大和市	群馬県太田市	東京都三鷹市	神奈川県平塚市	北海道札幌市
条例名	ニセコ町まちづくり基本条例	大和市自治基本条例	太田市まちづくり基本条例	三鷹市自治基本条例	平塚市自治基本条例	札幌市自治基本条例
条例施行日	H13.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H18.4.1	H18.10.1	H19.4.1
条文数	57条	33条	37条	38条	26条	32条
条 例 構 成 内 容	前文 第1章 目的 第2章 まちづくりの基本原則 第3章 情報共有の推進 第4章 まちづくりへの参加の推進 第5章 コミュニティ 第6章 議会の役割と責務 第7章 町の役割と責務 第8章 まちづくりの協働過程 第9章 財政 第10章 評価 第11章 町民投票制度 第12章 連携 第13章 条例制定等の手続 第14章 まちづくり基本条例の位置付け等 第15章 この条例の検討及び見直し 附則	前文 第1章 総則 第2章 自治の基本原則 第3章 市民 第1節 市民 第2節 地域コミュニティ 第4章 市議会 第5章 市長 第6章 行政運営の原則 第1節 総合計画 第2節 執行機関 第3節 財政 第7章 厚木基地 第8章 住民投票 第9章 その他 附則	前文 第1章 総則 第2章 まちづくりの基本原則 第3章 情報の共有 第4章 参画と協働の市政運営 第5章 財政 第6章 評価 第7章 住民投票 第8章 地域コミュニティ 第9章 行政および議会の役割と責務 第10章 安全で安心して暮らせるまちづくり 第11章 やさしさと思いやりのあるまちづくり 第12章 環境と共生する豊かなまちづくり 第13章 連携と交流 第14章 条例の見直しと検討 附則	前文 第1章 総則 第2章 市民及び市民自治 第3章 市議会 第4章 執行機関 第5章 市政運営 第6章 参加及び協働 第7章 政府間関係 附則	前文 第1章 総則 第2章 自治の基本理念 第3章 自治の基本原則 第4章 まちづくりの指針 第5章 自治の担い手 第1節 市民 第2節 議会及び議員 第3節 市長及び市の執行機関 第6章 行政運営 第7章 住民投票制度 附則	前文 第1章 総則 第2章 市民 第1節 市民の権利 第2節 市民の責務 第3章 議会及び議員 第4章 市長及び職員 第5章 行政運営の基本 第6章 基本原則によるまちづくりの推進 第1節 市民参加の推進 第2節 情報共有の推進 第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進 第7章 他の自治体等との連携・協力 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し 附則
名称	自治基本条例試案 (ver4.0+)	札幌市自治基本条例案 (神原私案)	自治基本条例標準試案	(メモ欄)		
作成者	札幌地方自治研究会 (自治基本条例プロジェクト・チーム)	神原 勝 (北海道大学大学院法学研究科教授)	徳島文理大学院総合政策研究科 野村ゼミ			
試案作成時期	H12.6	H15.10	H17年度 (詳細は不明)			
条文数	57条	45条	29条			
条 例 構 成 内 容	前文[要旨] 第1章 目的 第1章-2 自治基本条例の位置付け等 第2章 まちづくりの基本原則 第3章 まちづくりに参加する権利等 第1節 総則 第2節 町民の権利及び義務 第4章 参加のための制度保障 第1節 総則 第2節 法令に規定する直接請求権の保障 第3節 まちづくりへの協働過程 第4節 まちづくりの施策の評価 第5節 町民投票制度等 第5章 町の役割と責務 第1節 総則 第2節 議会の役割 第3節 町長等 第6章 情報の共有化 第7章 財政 第8章 計画策定手続、条例等制定手続及び処分等の行政手続 第9章 苦情処理及び争訟制度による権利救済手続の教示 第10章 自治体連携等 第10-2章 この条例の改正等 第11章 この条例の検討及び見直し 附則	前文 第1章 総則 第2章 情報の公開と共有 第3章 市民参加の市政の推進 第4章 多様な主体との協力 第5章 行政の政策活動の原則 第6章 行政組織と職員政策 第7章 議会と議員活動の原則 第8章 公正と信頼の確保 第9章 市民、市長、議員及び職員の責務 第10章 最高規範性と見直し手続 附則	前文 第1章 総則 第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等 第1節 市民 第2節 議会 第3節 市長等 第1款 市長等 第2款 行政運営等 第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等 第1節 情報共有による自治運営 第2節 参加及び協働による自治運営 第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議 第4章 国や他の自治体との関係 附則			